

議案第1号

函館・室蘭間ほか174区間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更について

平成18年2月

国道有第98号

平成18年2月6日

国土開発幹線自動車道建設会議

会長 藤井 弥太郎 殿

国土交通大臣 北側 一雄

函館・室蘭間ほか174区間の国土開発幹線自動車道
建設線の基本計画の一部変更について

標記について、別紙1から別紙175のとおり変更したい
ので、国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、
付議いたします。

付議する理由

国土開発幹線自動車道の建設に関する基本計画の一部を別紙1から別紙175のとおり変更するため、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

別紙 1

函館・室蘭間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

函館・室蘭間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 2

室蘭・苫小牧間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

室蘭・苫小牧間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 3

苫小牧・千歳間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

苫小牧・千歳間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 4

千歳・札幌間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

千歳・札幌間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 5

札幌・岩見沢間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

札幌・岩見沢間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6

岩見沢・旭川間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

岩見沢・旭川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 7

旭川・名寄間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

旭川・名寄間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 8

黒松内大成・黒松内白井川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

黒松内大成・黒松内白井川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第1条に規定する会社」に改める。

別紙 9

黒松内白井川・倶知安間の国土開発幹線自動車道 建設線の基本計画の一部変更案

黒松内白井川・倶知安間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 0

俱知安・小樽間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

俱知安・小樽間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 1

小樽・札幌西間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

小樽・札幌西間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 2

札幌西・札幌白石間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

札幌西・札幌白石間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和57年1月29日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 3

千歳・夕張間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

千歳・夕張間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 4

夕張・清水間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

夕張・清水間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和53年12月20日総理府告示第40号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 5

清水・本別間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

清水・本別間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 6

本別・釧路間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

本別・釧路間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 7

釧路・釧路間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

釧路・釧路間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 18

本別・北見間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

本別・北見間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 9

北見・端野間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

北見・端野間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 2 0

東京練馬・川口間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

東京練馬・川口間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和57年1月29日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 2 1

川口・さいたま間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

川口・さいたま間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 2 2

さいたま・盛岡間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

さいたま・盛岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和40年11月1日総理府告示第38号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 2 3

盛岡・鹿角間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

盛岡・鹿角間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 2 4

鹿角・青森間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

鹿角・青森間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和40年11月1日総理府告示第38号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 2 5

八幡平・八戸間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

八幡平・八戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 2 6

八戸・七戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

八戸・七戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 2 7

七戸・青森諏訪沢間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

七戸・青森諏訪沢間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第4号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 2 8

青森諏訪沢・青森岩渡間の国土開発幹線自動車道 建設線の基本計画の一部変更案

青森諏訪沢・青森岩渡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 2 9

釜石・遠野間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

釜石・遠野間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 3 0

遠野・花巻東和町間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

遠野・花巻東和町間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 3 1

花巻東和町・花巻西宮野目間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

花巻東和町・花巻西宮野目間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 3 2

北上・横手間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

北上・横手間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 3 3

横手・秋田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

横手・秋田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 3 4

村田・寒河江間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

村田・寒河江間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 3 5

寒河江・鶴岡間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

寒河江・鶴岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和61年2月12日総理府告示第5号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 3 6

鶴岡・酒田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

鶴岡・酒田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 3 7

いわき・郡山間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

いわき・郡山間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和53年12月20日総理府告示第40号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 3 8

郡山・会津坂下間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

郡山・会津坂下間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 3 9

会津坂下・新潟間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

会津坂下・新潟間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和53年12月20日総理府告示第40号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 4 0

新潟・村上間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

新潟・村上間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 4 1

村上・朝日間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

村上・朝日間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 4 2

朝日・鶴岡大岩川間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

朝日・鶴岡大岩川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 4 3

酒田・にかほ間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

酒田・にかほ間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 4 4

にかほ・由利本荘間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

にかほ・由利本荘間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 4 5

由利本荘・秋田間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

由利本荘・秋田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第5号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 4 6

秋田・琴丘間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

秋田・琴丘間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 4 7

琴丘・大館間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

琴丘・大館間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 4 8

相馬・福島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

相馬・福島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 4 9

米沢・高畠間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

米沢・高畠間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第4号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 5 0

高 畠 ・ 村 山 間 の 国 土 開 発 幹 線 自 動 車 道 建 設 線 の 基 本 計 画 の 一 部 変 更 案

高 畠 ・ 村 山 間 の 国 土 開 発 幹 線 自 動 車 道 建 設 線 の 基 本 計 画
(平 成 元 年 2 月 2 7 日 総 理 府 告 示 第 1 0 号) の 一 部 を 次 の よ
う に 変 更 す る 。

第 6 号 中 「 日 本 道 路 公 団 」 を 「 国 土 交 通 大 臣 又 は 東 日 本 高
速 道 路 株 式 会 社 」 に 改 め る 。

別紙 5 1

村山・尾花沢間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

村山・尾花沢間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 5 2

東京・川越間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

東京・川越間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 5 3

川越・東松山間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

川越・東松山間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 5 4

東松山・渋川間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

東松山・渋川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 5 5

渋川・南魚沼間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

渋川・南魚沼間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 5 6

南魚沼・長岡間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

南魚沼・長岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 5 7

藤岡・長野間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

藤岡・長野間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 5 8

長野・上越間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

長野・上越間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 5 9

川口・三郷間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

川口・三郷間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和57年1月29日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6 0

三郷・石岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

三郷・石岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6 1

石岡・いわき間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

石岡・いわき間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6 2

いわき・相馬間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

いわき・相馬間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6 3

相馬・亘理間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

相馬・亘理間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6 4

亘理・仙台間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

亘理・仙台間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 6 5

三郷・市川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

三郷・市川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6 6

市川・千葉間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

市川・千葉間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6 7

千葉・成田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

千葉・成田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6 8

成田・潮来間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

成田・潮来間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 6 9

潮来・銚田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

潮来・銚田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 7 0

銚田・水戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

銚田・水戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 7 1

千葉浜野・木更津間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

千葉浜野・木更津間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 7 2

木更津・富津間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

木更津・富津間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 7 3

高崎・伊勢崎間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

高崎・伊勢崎間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 7 4

伊勢崎・岩舟間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

伊勢崎・岩舟間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 7 5

都賀・上三川間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

都賀・上三川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 7 6

上三川・友部間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

上三川・友部間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 7 7

友部・水戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

友部・水戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 7 8

水戸・ひたちなか間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

水戸・ひたちなか間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 7 9

東京・富士吉田間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

東京・富士吉田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和37年3月31日総理府告示第7号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 80

大月・葦崎間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

大月・葦崎間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 8 1

韮崎・小牧間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

韮崎・小牧間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和40年11月1日総理府告示第38号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 8 2

小牧・吹田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

小牧・吹田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和32年6月21日総理府告示第291号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 8 3

岡谷・松本間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

岡谷・松本間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 8 4

松本・千曲間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

松本・千曲間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 8 5

一宮・郡上間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

一宮・郡上間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 8 6

郡上・南砺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

郡上・南砺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 8 7

南砺・小矢部間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

南砺・小矢部間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 8 8

横浜・東海間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

横浜・東海間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 8 9

東海・名古屋間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

東海・名古屋間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 9 0

静岡・増穂間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

静岡・増穂間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 9 1

増穂・甲斐間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

増穂・甲斐間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 9 2

北杜・佐久穂間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

北杜・佐久穂間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 9 3

新潟・長岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

新潟・長岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 9 4

長岡・黒部間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

長岡・黒部間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 9 5

黒部・富山間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

黒部・富山間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 9 6

富山・米原間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

富山・米原間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和40年11月1日総理府告示第38号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 9 7

名古屋緑・名古屋名東間の国土開発幹線自動車道
建設線の基本計画の一部変更案

名古屋緑・名古屋名東間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 9 8

名古屋名東・名古屋中川間の国土開発幹線自動車 道建設線の基本計画の一部変更案

名古屋名東・名古屋中川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画(昭和53年12月20日総理府告示第40号)の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 9 9

名古屋中川・亀山間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

名古屋中川・亀山間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 0 0

名古屋中川・飛島間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

名古屋中川・飛島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成12年2月16日総理府告示第8号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 0 1

亀山・津間の国土開発幹線自動車道建設線の基本
計画の一部変更案

亀山・津間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 0 2

津・伊勢間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

津・伊勢間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和 4 7 年 6 月 3 0 日総理府告示第 3 0 号）の一部を次のように変更する。

第 6 号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 0 3

天理・松原間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

天理・松原間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 0 4

松原・吹田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

松原・吹田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

1. 第5号中「門真市付近」の次に「守口市付近」を加える。
2. 第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 0 5

名古屋・飛島間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

名古屋・飛島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第4号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 0 6

飛島・神戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

飛島・神戸間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 0 7

松原・泉南間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

松原・泉南間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 0 8

泉南・海南間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

泉南・海南間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 0 9

海南・御坊間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

海南・御坊間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 1 0

御坊・田辺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

御坊・田辺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 1 1

田辺・すさみ間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

田辺・すさみ間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 1 1 2

すさみ・那智勝浦間の国土開発幹線自動車道建設 線の基本計画の一部変更案

すさみ・那智勝浦間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 1 3

紀北・多気間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

紀北・多気間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 1 4

三木・福知山間の国土開発幹線自動車道建設線の
基本計画の一部変更案

三木・福知山間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 1 5

福知山・舞鶴間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

福知山・舞鶴間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 1 6

舞鶴・敦賀間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

舞鶴・敦賀間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年２月２７日総理府告示第１０号）の一部を次のように変更する。

第６号中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 1 7

吹田・北広島間の国土開発幹線自動車道建設線の
基本計画の一部変更案

吹田・北広島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和40年11月1日総理府告示第38号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 1 8

北広島・周南間の国土開発幹線自動車道建設線の
基本計画の一部変更案

北広島・周南間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

周南・下関間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

周南・下関間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和40年11月1日総理府告示第38号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 2 0

西宮・姫路間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

西宮・姫路間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 2 1

姫路・廿日市間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

姫路・廿日市間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 2 2

廿日市・岩国間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

廿日市・岩国間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和53年12月20日総理府告示第40号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 2 3

岩国・山口間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

岩国・山口間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 2 4

宇部・下関間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

宇部・下関間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 2 5

たつの・佐用間の国土開発幹線自動車道建設線の
基本計画の一部変更案

たつの・佐用間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 2 6

佐用・鳥取間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

佐用・鳥取間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 2 7

岡山・真庭間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

岡山・真庭間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

真庭・米子間の国土開発幹線自動車道建設線の基本
計画の一部変更案

真庭・米子間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画
(昭和45年6月18日総理府告示第22号)の一部を次の
ように変更する。

第6号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通
大臣又は西日本高速道路株式会社」に改める。

三次・松江間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

三次・松江間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年２月２７日総理府告示第１０号）の一部を次のように変更する。

第６号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 3 0

広島・北広島間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

広島・北広島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 3 1

北広島・浜田間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

北広島・浜田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 3 2

鳥取本高・鳥取青谷間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

鳥取本高・鳥取青谷間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 3 3

鳥取・松江間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

鳥取・松江間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 3 4

松江・出雲間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

松江・出雲間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 3 5

出雲・浜田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

出雲・浜田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 3 6

浜田・益田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

浜田・益田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 3 7

長門・美祢間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

長門・美祢間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

徳島・美馬間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

徳島・美馬間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

美馬・池田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

美馬・池田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 4 0

池田・四国中央間の国土開発幹線自動車道建設線
の基本計画の一部変更案

池田・四国中央間の国土開発幹線自動車道建設線の基本
計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を
次のように変更する。

第4号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」
に改める。

別紙 1 4 1

四国中央・西条間の国土開発幹線自動車道建設線の
基本計画の一部変更案

四国中央・西条間の国土開発幹線自動車道建設線の基本
計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を
次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」
に改める。

別紙 1 4 2

西条・松山間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

西条・松山間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 4 3

松山・大洲間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

松山・大洲間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和48年11月1日総理府告示第29号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 4 4

阿南・徳島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

阿南・徳島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 4 5

徳島・さぬき間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

徳島・さぬき間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 4 6

さぬき・高松間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

さぬき・高松間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 4 7

高松・観音寺間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

高松・観音寺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 4 8

観音寺・四国中央間の国土開発幹線自動車道建設
線の基本計画の一部変更案

観音寺・四国中央間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第4号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 4 9

四国中央・大豊間の国土開発幹線自動車道建設線の
基本計画の一部変更案

四国中央・大豊間の国土開発幹線自動車道建設線の基本
計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を
次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」
に改める。

別紙 1 5 0

大豊・南国間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

大豊・南国間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和46年6月8日総理府告示第24号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 5 1

南国・須崎間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

南国・須崎間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 5 2

須崎・窪川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

須崎・窪川間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 5 3

窪川・四万十間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

窪川・四万十間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 5 4

愛南・宇和島間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

愛南・宇和島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 5 5

宇和島・大洲間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

宇和島・大洲間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第5号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 5 6

北九州・福岡間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

北九州・福岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 5 7

福岡・熊本間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

福岡・熊本間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和40年11月1日総理府告示第38号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 5 8

熊本・えびの間の国土開発幹線自動車道建設線の
基本計画の一部変更案

熊本・えびの間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 5 9

えびの・鹿児島間の国土開発幹線自動車道建設線の
基本計画の一部変更案

えびの・鹿児島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本
計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部
を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」
に改める。

別紙 1 6 0

えびの・宮崎間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

えびの・宮崎間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和42年11月22日総理府告示第54号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 6 1

長崎・大村間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

長崎・大村間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和45年6月18日総理府告示第22号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 6 2

大村・日田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

大村・日田間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和44年1月22日総理府告示第3号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 6 3

日田・大分間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

日田・大分間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（昭和47年6月30日総理府告示第30号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 6 4

山都・延岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

山都・延岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 6 5

北九州・豊津間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

北九州・豊津間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画
(平成3年12月20日総理府告示第28号)の一部を次の
ように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」
に改める。

別紙 1 6 6

豊津・築上間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

豊津・築上間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 6 7

築上・日出間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

築上・日出間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 6 8

大分・佐伯間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

大分・佐伯間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

佐伯上岡・佐伯蒲江間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

佐伯上岡・佐伯蒲江間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成 3 年 1 2 月 2 0 日総理府告示第 2 8 号）の一部を次のように変更する。

第 5 号中「日本道路公団」を「国土交通大臣」に改める。

別紙 1 7 0

佐伯・延岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

佐伯・延岡間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 7 1

延岡・清武間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

延岡・清武間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年２月２７日総理府告示第１０号）の一部を次のように変更する。

第６号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第１条に規定する会社」に改める。

別紙 1 7 2

日南・串間間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部変更案

日南・串間間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成9年2月5日総理府告示第4号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 7 3

串間・志布志間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

串間・志布志間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。

別紙 1 7 4

志布志・霧島間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

志布志・霧島間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成元年2月27日総理府告示第10号）の一部を次のように変更する。

第6号中「国土交通大臣又は日本道路公団」を「国土交通大臣又は西日本高速道路株式会社」に改める。

別紙 1 7 5

霧島・加治木間の国土開発幹線自動車道建設線の 基本計画の一部変更案

霧島・加治木間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画（平成3年12月20日総理府告示第28号）の一部を次のように変更する。

第5号中「日本道路公団」を「国土交通大臣又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第1条に規定する会社」に改める。